

2020年7月17日  
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2020年7月3日からの大雨により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
<b>【長野県】</b> 松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町  <b>【岐阜県】</b> 高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市	2020年 7月8日	災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用

<p>【島根県】 江津市</p>	<p>2020年 7月13日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>
<p>【福岡県】 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市</p> <p>【佐賀県】 鹿島市</p>	<p>2020年 7月6日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>
<p>【熊本県】 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、</p>	<p>2020年 7月4日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>
<p>【熊本県】 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町</p>	<p>2020年 7月6日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>
<p>【大分県】 日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町</p>	<p>2020年 7月6日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>
<p>【鹿児島県】 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町</p>	<p>2020年 7月4日</p>	<p>災害救助法 施行令第1条 第1項 第4号適用</p>

以上